

第六類 第十三號

(三〇一)

第七十五回帝國議會 國民優生法案委員會 議錄(速記)第六回

會議

昭和十五年三月二十日(水曜日)午前十一時五十九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 八木 逸郎君

理事村松 久義君 理事伊藤東一郎君

理事江原 三郎君 理事中野 寅吉君

青木 亮貫君 渡邊 健君

野方 次郎君 山川頼三郎君

會和 義次君 世耕 弘一君

杉山元治郎君 田中 養達君

三浦 虎雄君 太田 正孝君

西田 郁平君 伊東 岩男君

三月二十日委員中崎俊秀君辭任ニ付其ノ補闕トシテ渡邊健君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

厚生政務次官 一松 定吉君

厚生省豫防局長 高野 六郎君

厚生書記官 床次 徳二君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

國民優生法案(政府提出)

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス

午後一時マデ休憩致シマス

午前十二時休憩

午後一時四十七分開議

○八木委員長 是カラ委員會ヲ開キマス、

議案全部ヲ議題ト致シ、討論ニ移リマシテ

御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○八木委員長 ソレデハ全部ヲ議題ト致シ、討論ニ入リマス——江原君

○江原委員 私ハ國民優生法案ニ付テ原案修正ノ動議ヲ提出致シマス、即チ同法案中

一、第四條第一項中「二十五歳」ヲ「三十歳」ニ改ム

一、第五條第一項中「二十五歳」ヲ「三十歳」ニ改ム

一、第十四條ヲ削ル

一、第十五條ヲ第十四條ニ改メ同條中「又ハ前條ノ妊娠中絶」ヲ削ル

一、第十六條ヲ第十五條ト改ム

一、第十七條ヲ第十六條ト改メ同條第一項中「又ハ第十四條」ヲ削ル

一、第十七條、優生手術ヲ受ケタル者婚姻セントスルトキハ相手方ノ要求ニ依リ優生手術ヲ受ケタル旨ヲ通知スベシ

一、第十八條中「第十六條」ヲ「第十五條」ニ改ム

一、第十九條第一項中「若ハ第十四條ノ妊娠中絶」ヲ削ル

一、第二十條中「第十七條第一項又ハ第三項」ヲ「第十六條第一項又ハ第三項」ニ改ム

斯様ニ修正致シタイト思ヒマス、其ノ修正ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス

第四條中、二十五歳トアルノヲ三十歳ニ改メタイト存ジマス理由ハ、婚姻ノ規定ニハ、女ハ二十五歳、男ハ三十歳ニナリマス

レバ、父母ノ同意ナシニ自由ニ婚姻ガ出來ル規定ガアリマス、是等ノ規定ヲ考ヘテ見マス

ルト、本法案ニ於テハ男モ女モ同ジニシテ、男並ニ二十五歳ヲ三十歳ニスル方ガ、本法施行ノ上ニ於テ適當デアルト考ヘマスノデ、三十歳ニ修正シタイト存ズル次第アリマス

第十四條ヲ削除シマス理由ハ、日本ノ法規ヲ見マスルト、荷モノヲ殺シテハナラナイ、墮胎罪等ノ規定ガアリマシテ、荷モノ

理由ノ如何ヲ問ハズ、大體ニ於テ人ヲ殺シテハ相成ラスト云フ規定ガアルノデアリマス、之ニ對シテ除外例ヲ特ニ成文上ニ於テ

設ケテ、三箇月以下ノ胎兒ノ場合ニ於テハ、妊娠中絶ヲシテモ宜シイト云フヤウナ規定

ヲ置クトハ、穩當デナイト考ヘマス、又三箇月以上ノ場合ニ於テハ、十四條ノ規定

ニ依リマスルト、是ハ解釋上モ妊娠中絶ガ出來ナイコトニナリマス、隨テ三箇月未滿

ノ場合ニ於テハ妊娠中絶ガ出來、三箇月ヲ超エタ場合ハ妊娠中絶ハ出來ナイト云フ、其ノ標準ガ甚ダ不明確デアリマス、成文上

解釋ニ於テモ、標準ニ於テモ、不明確ナル規定ヲ置クト云フコトハ、穩當デハナイ、斯ウ考ヘマスノデ、是ハ法規ノ解釋ニ任シ

テ第十四條ヲ削除スル方ガ妥當デアアル、斯ウ考ヘマスノデ、私共ハ此ノ修正ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、ドウカ各位

ニ於カレテモ、修正ノ動議ニ御賛成相成ルヤウ御願スル次第デアリマス

○八木委員長 村松君

○村松委員 私ハ立憲民政黨ヲ代表致シマス、只今江原君提出ノ修正ノ動議ニ賛成

ヲ致シマス、尙ホ修正部分ヲ除イタ殘餘ノ

國民優生法ニ對シテモ、贊意ヲ表スルノデアリマス、其ノ理由ハ江原君ノ述ベラレタ所ト全ク同一デアリマスノデ、茲ニ省略ヲ致シマス

○八木委員長 山川君

○山川委員 只今江原君カラ修正意見ガ出タノデアリマスガ、江原君ノ修正ニ賛成致シマス、尙ホ其ノ他ノ原案ニ賛成致シマス、ソコ

デ此ノ問題ハ、荷モノト云フモノニ關係シテ、人口ニ關係スル重大問題デゴザイマス

ノデ、此ノ施行上ニ付キマシテハ、餘程慎重ニ取扱ツテ戴カナケレバナラスト思フノデアリマス、就中漸ク優生手術ガ進ンデ參リ

マス、又ソレガ簡易化シテ參リマス、ソレデ斯ウ云フコトガ、一般ニ避妊ニ利用サレル虞ガナイカト云フコトヲ案ジルノデアリマス、從來カラ行ハレテ居ル避妊法デハ、母

體ヲ傷メルト云フコトヲ非常ニ憂ヘタノデアリマス、所ガ斯ウ云フコトデ避妊ガ出來ルト云フコトガ、一般ニ知レ渡ルト云フコトハ、

避妊ヲシヨウト云フコトガ簡易ニナル譯デアリマス、コゴデ密カニソレヲ行フ者ガ——

現在「デサヘモ隨分墮胎ダトカ何トカラ、種種ノ完全ナル法律デ取締ツテ居ルニモ拘ラズ、之ヲ犯ス者ノ多イ世ノ中デアリマス、母體ハ安全デアツテ、手術ハ簡單デアアル、一

般ニ其ノ知識ガ普及スルト云フコトハ、避妊ヲ行フ者ノ漸ク多クナルト云フコトニナリマス、其ノ點ニ付キマシテハ、當局ハ十分

ノ御注意アツテ、我國ノ人口ノ増殖ニ誤リ

付託議案

國民優生法案(政府提出)第九五號(第一〇四號) 癩癩防法中改正法律案(政府提出)

ノナイコトニ力ヲ致サレシコトヲ、御希望申上ゲル次第デアリマス、以上ヲ以チマシテ只今ノ修正竝ニ其ノ外ノ原案ニ賛成ノ意見ト致シマス

○中野委員 本法案ニ對スル江原君ノ修正動議ニ賛成シ、又此ノ修正以外ノ點ニモ賛成ヲ表シマス、詰リ今總親和ノ意味カラ、色々申上ゲタイコトモアルノデスガ、之ニ賛成シマス、而モ高野豫防局長ノ熱心、且ツ自信強キ御態度ニ感シマシタ、數日來殆ド御一人デ、此ノ猛烈果敢ナル質問ノ砲彈ノ前ニ立ツテ、御答辯ノ任ニ當ラレタ御態度ハ、實ニ出征軍人以上ノ御骨折デアリマス、且ツ本法案ハ八木委員長モ多年御熱心ニ御研究ニナツタデアリマス、私モ八木サニヨリ一期遅ク代議士トシテ此ノ議員ノ席ヲ汚シテ居リマスガ、多年八木サニ御苦勞ナサツタ此ノ法案ヲ、ムザムザ葬去ルト云フコトモ——是ダケデ議員ニ出ラレナイト云フ意味デハナイノデアリマスガ、冥土ノ土産ト云フ譯デハナイノデアリマスガ、多年御苦勞ナサツタ八木サニモ敬意ヲ表シ、且ツ吉田厚生大臣ハ厚生大臣トシテハ初メテデアルシ、又一松政務次官モ初メテ斯ウ云フ大問題ニ遭遇サレテ、能ク御檢討ニナツタノデアルカラ、彼此レ人情ノ意味モ含ミ、又理論モ含シテ、江原君ノ修正動議ノ點ト、ソレカラ此ノ法條ノ修正ヲシナイ點ニ賛成ヲ表スル次第デアリマス、又此ノ法案ノ實行ニ當ツテハドウゾ、甚ダ餘計ナコトヲ申スモノダト仰シヤルヤウナ考ガアルカモ知レマセヌケレドモ、慎重ニ一ツ御願シタイ、是ハ相續爭ナドモ、此ノ法案ノ裏ニ隠レテヤルヤウナコトモ私ハアルト思フ、犯罪ノ動機ニモナルヤウナ虞ガア

リマスカラ、ドウゾ一ツ此ノ法案ノ實行ニ當ツテハ、特ニ御當局ハ御留意アラシコトヲ希望致シマシテ、サウシテ賛成ノ意見ヲ表シマス

○八木委員長 杉山君

○杉山委員 私人社會大衆黨ヲ代表致シマシテ、江原君ノ修正案、竝ニ殘餘ノ政府案ニ賛成ヲ表スル者デアリマス、本案ハ其ノ效果甚ダ遅々デアルヤウデアリマスガ、民族ノ素質ヲ高メ向上ノ第一歩ヲ進シテ行キマス云フ點カラ致シマシテ、賛意ヲ表スルノデアリマス、色々諄々シイコトヲ申述ベルコトヲ避ケマシテ、簡單ニ希望ノ條項ヲ申述ベテ置キタイト思ヒマス

希望條項

一、政府ハ速ニ國民生活ノ環境改善ヲ圖ルト共ニ醫療制度ヲ改革シ無醫村等ノナキヤウニスベシ

一、人口低減ノ諸原因タル結核、下痢、腸炎、肺炎等ニ付テモ根本的對策ヲ樹立スベシ

一、優生手術ノ實施ニ當リテハ慎重ニ調査研究シ萬遺漏ナキヲ期スベシ

一、官公立精神病院ヲ増設擴充シ出來得ベクンバ隔離方法ニ依リ絶滅ヲ期スベシ

一、癲癇養所ノ擴充ヲ圖ルト共ニ患者ノ待遇ヲ改善シ且ツ公立療養所ヲ速ニ國立ニ移管スベシ

以上ヲ以テ賛成致シマス

○八木委員長 外ニ通告ガナイヤウデアリマスカラ、江原君ノ修正動議ニ付テ採決ヲ致シマス、江原三郎君ノ提出ノ修正ニ御賛成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○八木委員長 全部御起立デアリマス——修正以外ノ原案ハ、總テ可決ト看做シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○八木委員長 可決確定致シマシタ

○村松委員 尙ホ本修正案ノ條文中、字句ノ訂正ヲ要スル部分ガアリマスカラ、是ハ委員長ニ於テ然ルベク御訂正アラシコトヲ希望致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○八木委員長 ソレデハ修正ノ簡條及ビ原案、共ニ可決確定致シマシタコトヲ宣言致シマス

(拍手起ル)

○杉山委員 此ノ際附帶決議ヲ提案致シタイト思ヒマス、第一ニ附帶決議ノ文章ヲ朗讀致シマス

附帶決議

強度ナル酒精中毒者ニ對シ優生手術ヲ爲スノ可否ニ付キ政府ハ速ニ權威アル調査機關ヲ設ケ調査スベシ

以上デアリマスガ、既ニ私ハ本會議デモ申述ベマシタヤウニ、獨逸初メ各國ノ斷種法ニ於キマシテハ、此ノ優生手術ヲ致シマスル對象事項ノ中ニ、強度ナル酒精中毒者ガ入ツテ居ルノデアリマス、色々此ノ點ニ關シマシテ、御意見モアラウト存ジマシタガ故ニ、ドウカ政府ハ之ヲ能ク調査研究シテ、サウシテ之ヲ對象事項ノ中ニ入レルヤ否ヤ、此ノコトニ付テ十分調査ヲシテ戴キタイト思フノデアリマス、色々申述ベタイ點ガアルノデアリマスガ、實際上カラ皆サンガ御研究ノ上、御承知ノヤウニ精神薄弱、低能、白痴、斯ウ云フモノハ強度ナル酒精中毒患者ノ子孫ニ能ク出テ參ルノデアリマ

ス、斯ウシタ意味カラ申シマシテモ、非常ニ必要デアラウト存ジマスガ、尙ホ大イニ研究ヲ要スルト思ヒマスガ故ニ、私共ハ慎重ヲ期スル爲ニ、是非政府ニ權威アルサウ云フ機關ヲ設ケテ、其ノ可否ニ付テ御研究ヲ願ヒタイ、斯ウ云フノガ附帶決議ノ要旨デゴザイマス、是非此ノ際ニ大臣ノ御所見ヲ伺ツテ置キタイト思フノデアリマス

○一松政府委員 只今ノ松山君ヨリ附帶決議トシテ御述ニナリマシタ點ニ關シマシテハ、大臣カラ直接御答致シマスルコトガ妥當デアラウト考ヘルノデアリマスガ、只今大臣ハ國民體力管理法案ノ審議ニ關シマシテ、本會議ニ出席中デゴザイマスカラ、私カラ代ツテ御答ヲ申上ゲマス、而シテ此ノ御答ハ、大臣ノ十分ナル諒解ヲ得テ居リマスカラ、私ノ御答ハ大臣ノ御答デアルト御諒承ヲ願ツテ差支ハナイノデアリマスカラ、左様御含ミヲ御願致シテ置キマス、只今附帶決議トナリマシタ、強度ナル酒精中毒者ニ關シマシテ、優生手術ヲ行フノ可否ト云フ點ニ關シマシテハ、田中委員其ノ他ノ諸君カラ熱烈ナル御意見ノ御發表ガアリマシタノデ、政府ト致シマシテモ、大イニ考慮研究ノ必要アルコトヲ十分ニ認識ヲ深メタノデアリマス、故ニ附帶決議ノ御趣旨ニ基キマシテ、最近ノ機會ニ、之ニ關シマスル審査機關ニ諮リマシテ、十分調査研究ヲ加ヘマシタ上ニ、御主張ノ如キ弊害ガアルト云フコトヲ認メマシタ以上ハ、政府ハ進シテ近キ將來ニ開カルベキ議會ニ、一部改正案ノ提出ヲ爲スコトニ答ナラナイモノデアリマス、此ノ事ヲ申上ゲテ置キマス

○中野委員 杉山君ノ附帶決議ニハ、ドウモ私ハ同意シ兼ネル、是ハ事ヲ遺傳性ノ病

患ヲ斷種セントスルノガ、此ノ法案ノ動機
デスカラ、之ニ對シテ酒ノ問題ヲ以テ便乘
セントスルコトハ卑怯ナヤリ方デアル、折
角和氣黨々ノ裡ニ、總親和ノ意味デ此ノ法
案ヲ通シタノニ、又候酒ノ問題ヲ突如トシ
テ持來ツテ、斯ウ云フ喧嘩ヲ吹掛ケルト云
フコトハ、甚ダ怪シカラス、獨逸ノ斷種法
ニハ「アルコール」中毒者ガアルカモ知レヌ
ケレドモ、此ノ法案ハ御覽ニナル通り、遺
傳性ノ惡イ病氣ヲ斷種セントスルモノデア
ル、酒ノ中毒ハ遺傳スルト斷言出來マイ、
ソレハ別ノ方デヤツテ宜シイ、此ノ機會ニ
便乘シテ此ノ決議ヲ提出スル如キハ、實ニ
是ハ不都合ノコトト私ハ思フ、折角和氣黨
黨ノ裡ニ決マツタノダカラ、斯ウ云フモノ
ハ持出サナイヤウニシテ貫ヒタイ、私ハ反對
致シマス

○山川委員 私モ反對意見ヲ持ツテ居ルノ
デアリマス、獨逸ノ例ヲ今引カレマシタガ、
獨逸ニハ強度ノ酒精ノ斷種スベキモノガア
ルト云フ話デアツタケレドモ、外國ニハ五
十度、六十度ト云フヤウナ強イ酒ヲ用ヒル
ノガ例ニナツテ居リマス、日本ニハ漸クニシ
テ十二度乃至十五度位ノ酒ヲ用ヒテ居ル、
ソナナモノモコンナモノモ混ゼコゼニシテ、
兎ニ角外國ノコトデアレバ何デモ贊成スル、
唯酒ト云フ字ガ怖イノデアツテ、外教信者
ハ禁酒禁煙ヲ一ツノ教義ニシテ居ル、サウ
云フ關係カラ酒ト云フ字ガ非常ニ怖イ、水
デモ酒ト云フ字ガ書イテアツタラ恐ロシ
イ、斯ウ云フ觀念カラ、唯世ノ中ニアル弊
害ノ中ノ酒ダケニ付テ喧シク言フノデアリ
マス、是ハ此ノ問題トハ別ニ論議スベキ問
題デアツテ、斯ウ云フモノニ便乘スルコト
ハ、實ニ卑劣極マルヤリ方デアル、サウシ

テ又只今一松政務次官ヨリノ御話デハ、大
臣ノ諒解ヲ十分ニ受ケテ居ルト云フ御話デ
アリマシタガ、此ノ決議案ガ提案サレル前
ニ、大臣ノ諒解ヲ受ケラレタコト云フノハ、
ソレハドウ云フ譯デアリマスカ、サウ云フ
コトハ既ニ前カラ計畫シテ、委員ノ一部ノ
者ニ代表的發言ヲサセテヤルト云フヤウ
ナ、厚生省ハ委員ヲ左右スル意味ニ於テ、
モウ既ニ御計畫中デアツタノデアリマスカ
ドウデアリマスカ、此ノコトニ付テ御伺申
上ゲタイノデアリマス

○一松政府委員 アナタ方ノ方カラ斯ウ云
フ決議案ヲ出スカラ、斯ウ云フヤウニ致シ
マセウト云フヤウナコトヲ、政務次官デア
ル私ト大臣トノ間ニ、話合ノ上デシタト云
フコトデアリマセヌ、私ハ大臣ヲ代理シ
テ此ノ席ニ出テ居リマス、以上ハ、修正ス
ベキモノデアラナラバ、其ノ決議ヲ尊重ス
ベキモノデアアル、或ハ政府トシテ述ベキ
意見デアルト云フ點ニ對シマシテ、豫メ各
般ニ互リ、大臣ト政務次官デアアル私トノ間
ニ色々打合フシ、色々學說ヲ研究シ、其ノ
他委員諸君ノ御質問ノアリマスルヤウナ點
ニ對シマシテハ、相當資料等ヲ蒐集致シマ
シテ、各般ニ互ツテ研究調査ヲ致シテ居ル
立場ニアリマスルカラ、今杉山君ノ御述ニ
ナリマシタヤウナコトニ付テモ、其ノ意味
ニ於テ、私が責任ヲ以テ御答申上ゲタノデ
アリマス、豫メ皆サシニ斯ウ云フヤウナ點
ガアルガラウト言ウテ、大臣ト打合ラシテ、
ソレヲ委員諸君ニ諮ツテ、サウシテ厚生省
ノ代辯ヲシテ貰ツタ、サウ云フコトハ絕對
ニアリマセヌカラ、ソレダケ申上ゲテ置キ
マス

〔山川委員發言ヲ求メ「今質問デヤナイ
ゾ」採決々々」ト呼フ者アリ〕

○八木委員長 採決ヲ致シマス、附帶決議
ニ付テ採決致シマス、附帶決議ニ贊成ノ諸
君ハ御起立ヲ願ヒマス

〔贊成者起立〕

○八木委員長 起立多數、附帶決議ハ決定
致シマシタ

〔拍手起ル〕

○一松政府委員 一寸此ノ際政府トシテ申
上ゲテ置キマス、只今御決議ニ相成リマス
ニ當リマシテ、修正案ヲ御提出ニナリマシ
タガ、ソレ等ノ點ニ對シマシテモ、政府ト
致シマシテハ、成タケ其ノ御意見ヲ尊重致
スコトニ考ヘテ居リマス、是ダケヲ附加ヘ
テ申上ゲテ置キマス

○八木委員長 ソレデハ是デ優生法案ハ決
定致シマシタ、次ノ委員會ハ公報デ申上ゲ
マス、本日は是ニテ散會致シマス

午後二時十五分散會

昭和十五年三月二十一日印刷

昭和十五年三月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局